「合志のうまかもん店」登録要綱

第１　目的

合志市で生産される農畜産品やその加工品を食材などに使用する飲食店等を「合志のうまかもん店」として登録し、広く皆さんに知ってもらい、利用していただくことで、地元産品の消費拡大などによる地域経済の活性化を目的とする。

第２　登録対象となる店舗

市内において食品衛生法の許可を受けている店舗（旅館、ホテル及び飲食店等）のうち、市産の食材を用いた加工品や料理等（以下「料理等」という。）を提供するなど、市産品の利活用を進めていて、下記の要件を満たしている店舗とする。

(1)　食品衛生法等、関係法令を遵守し、食品の安全性や衛生面に配慮していること。

(2)　市産食材を用いた料理等を、積極的に提供していること。

　　　ただし、市外においても市内店舗同様の要件を満たし、市の活性化のため積極的に応援またはＰＲをしていると認められる場合は登録対象とする。

第３　登録の基準

次の３つの基準を満たす店舗（移動して販売する移動式の店舗は除く。）は、合志市地域ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）に、「合志のうまかもん店」として登録申請することができる。

１　合志市で生産される農畜産品の購入や利用促進に向けて、店舗で自主的な取組みをしていること。

２　衛生と栄養に配慮した料理等の提供に努めていること。

３　「合志のうまかもん店」を表示するのぼり等の広報ツールを支障がない限り、利用客が容易に目に付く場所に掲示できること。

第４　「合志のうまかもん店」のＰＲ

「合志のうまかもん店」は、合志の産品の利活用を進めていることを次の方法によりＰＲできる。

(1)　協議会サイトへ申請された店舗情報を掲載

(2)　広報ツールの掲示等によるＰＲ

(3)　協議会が行う「合志のうまかもん店」の普及宣伝活動

第５　登録方法

１　「合志のうまかもん店」として登録をしようとする店舗は、別記様式１の「合志のうまかもん店」登録申請書を協議会へ郵送、電子メール又は持参により提出するものとする。

２　前項の規定により提出する店舗などの写真は、ＪＰＥＧ、ＧＩＦ等Windowsパソコンで使用できる形式とし、郵送又は持参の場合は、ＣＤ又はDVDで提出すること。

第6　審査

協議会は、申請の内容を確認し、登録の基準を満たすときは「合志のうまかもん店」として登録し、申請した店舗に通知し、登録証を交付するものとする。

第7　登録に当たっての承諾

「合志のうまかもん店」は、協議会が指定したときに次の事項を承諾したものとみなす。

(1)　申請書記載の内容を、協議会および合志市のサイトで紹介すること

(2)　「合志のうまかもん店」がサイトに入力した情報（以下「提供情報」という。）を、協議会および合志市が活用し、メールマガジンなどにより情報発信すること

(3)　協議会や合志市が実施する調査に協力すること

第8　申請内容の変更及び登録の辞退

１　「合志のうまかもん店」は、申請した内容に変更が生じた場合は、当該内容の変更の届出を行うものとする。

２　「合志のうまかもん店」は、登録の辞退を行う場合又は登録基準に合致しなくなった場合は、登録辞退の届出を行うものとする。

３　前２項に規定する内容変更及び登録辞退の届出は、別記様式２の「合志のうまかもん店」内容変更・登録辞退届出書を、協議会へ提出するものとする。ただし、協議会が行う調査により、内容の変更及び登録基準に合致しないことが確認された場合は、届出があったものとみなす。

第9　情報管理等

１　提供情報の管理は、全て「合志のうまかもん店」の責任に基づき行うこととし、協議会が保証を行うものではない。

２　第三者が提供情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と「合志のうまかもん店」との間で解決するものとし、協議会は一切の関与及び責任を負うことはできない。

第10　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

附　則

この要綱は、平成２３年　３月１４日から施行する。

この要綱は、平成２５年１０月１７日から施行する。